

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年12月15日（火）第3171号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 1
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の工事の完了（3件） (農地整備課取扱い) 2
- 道路の区域の変更（4件） (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
- 都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更 (都市計画課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 4

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※） (選挙管理委員会取扱い) 5

## 監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 6

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 1052 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
与論徳洲会病院	大島郡与論町茶花403-1

## 2 認定の有効期限

平成30年12月9日

## 鹿 児 島 県 告 示 第 1053 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，出水平野土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所

理事 脇田 博志 出水市福ノ江町1162番地  
 (任期 平成27年11月20日から平成31年3月31日まで)

**鹿児島県告示第1054号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営過疎基幹農道整備（農道整備）前浜地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年12月16日から平成28年1月20日まで
- 3 縦覧場所  
龍郷町役場地域整備課

**鹿児島県告示第1055号**

土地改良事業中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備）東市来地区の工事は、平成24年3月16日に完了した。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第1056号**

土地改良事業中山間地域総合整備（一般型）（農道整備）東市来地区の工事は、平成24年3月22日に完了した。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第1057号**

土地改良事業中山間地域総合整備（一般型）（<sup>きよ</sup>暗渠排水）東市来地区の工事は、平成23年3月28日に完了した。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第1058号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水大崎線	鹿屋市輝北町平房字坊屋敷1700番1地先から同市輝北町平房字井手下2009番1地先まで	前	4.8～16.8	741.0

		鹿屋市輝北町平房字坊屋敷 1700番1地先から同市輝北 町平房字星ヶ尾2199番4地 先まで	前 後	8.9～101.6 8.9～101.6	2,380.0 2,380.0
--	--	---	--------	------------------------	--------------------

## 鹿児島県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋高山串良 線	鹿屋市浜田町111番5地先 から143番3地先まで	前 後	16.0～60.6 16.0～36.0	92.0 92.0

## 鹿児島県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	仏迫平房線	鹿屋市輝北町諏訪原字ナカ ツカワ4861番3地先から同 市輝北町諏訪原字山ノ口 4877番1地先まで	前 前 後 後	5.6～53.4 7.6～72.6 6.0～62.5 7.6～72.6	610.3 492.5 522.5 492.5

## 鹿児島県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子 線	西之表市現和字前浅川8701 番1地先から同市現和字ア ラマキ田9224番1地先まで	前 後	6.5～18.0 11.0～41.2	404.0 388.0
	針持菱刈線	伊佐市大口針持字宮ノ前 235番3地先から同市大口 針持字馬場4282番地先まで	前 後	6.7～10.5 7.4～13.9	78.7 78.7

## 鹿児島県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	西之表市現和字前浅川8701番1地先から同市現和字アラマキ田9224番1地先まで	平成27年 12月15日
	針持菱刈線	伊佐市大口針持字宮ノ前235番3地先から同市大口針持字馬場4282番地先まで	

## 鹿児島県告示第1063号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
串木野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
串木野都市計画区域

## 大隅地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年12月15日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
地域支援センターGO・GO	鹿屋市輝北町上 百引1700番地2	特定非営利活動法人地域支援センターGO・GO	鹿屋市輝北町上 百引1700番地2	蘭傘田 修	平成27年 12月1日	就労継続支援B型

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により和泊町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年12月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁沖永良部事務所において縦覧に供する。

平成27年12月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ和泊店

大島郡和泊町大字和泊字下当148番1 外1筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成27年7月3日

3 意見の概要

(1) 出店地は交通量の多い主要地方道沿いになることから、交通事故防止については、特段の配慮と対策を講じること。

(2) 当施設には、車での来店者の他に徒歩、自転車、電動カート（シニアカー）による来店者も予想される。歩行者に関する安全確保や高齢者、車椅子での来店者にも配慮が必要であることから、警備員の適正配置を含めた誘導対策を講ずること。

(3) 夜間営業に伴う非行の温床化等、治安の悪化が懸念されるため、夜間、店内及び駐車場の定期的な巡回を行う等、非行防止対策を講じるとともに、閉店後の駐車場入口の封鎖について要望する。

また、騒音についても周辺住民に配慮した適切な対策を講じること。

(4) 廃棄物処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に可能な限り努めること。

(5) 出店によって引き起こされる問題等については、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速に処理すること。

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成27年9月18日鹿児島県選挙管理委員会告示第31号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成27年12月15日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,379	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	271,118	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を	鹿児島市・鹿児島郡区	148,506
	鹿屋市・垂水市区	32,513
	枕崎市区	6,311
	阿久根市・出水郡区	9,204
	出水市区	14,727
	指宿市区	11,928
	西之表市・熊毛郡区	12,046

乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	薩摩川内市区	26,311
	日置市区	13,659
	曾於市区	10,876
	霧島市・始良郡区	36,539
	いちき串木野市区	8,155
	南さつま市区	10,059
	志布志市・曾於郡区	12,827
	奄美市区	13,710
	南九州市区	10,461
	伊佐市区	7,843
	始良市区	20,532
	薩摩郡区	6,385
	肝属郡区	11,203
大島郡区	17,354	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		271,118
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

**監 査 委 員 公 表**

**監査委員公表第14号**

平成27年10月9日付け監査第67号の監査結果に基づき，平成27年11月27日付け鹿公委会第2号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月15日

鹿児島県監査委員	田中和彦
同	橋口和博
同	園田 豊
同	松田浩孝

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
警察本部 奄美警察署	公用車の物品事故が複数あり，損害が発生している。	1 安全運転意識の充実と運転技術の向上を目的とする鹿児島県警察安全運転競技会を開催した。
	交通事故が複数あ	2 新任警察官及び運転経験の浅い職員等に対

	り，公用車等に損害が発生している。	して自動車運転技能センター等で運転訓練を実施し，運転技能の向上を図った。
沖永良部警察署	公用車の物品事故により，損害が発生している。	<p>3 公用車使用前に安全運転管理者や幹部による指示及び指導を行い交通事故防止に努めた。</p> <p>4 朝礼や全体会議等において幹部による指示及び指導教養を実施した。</p> <p>5 交通事故防止対策についての教養資料や通知文を発出した。</p> <p>6 定期的な車両点検及び車両清掃を実施し，車両の適正管理を徹底した。</p> <p>7 朝礼時にヒヤリ・ハット体験スピーチを実施し，交通安全意識の向上を図った。</p> <p>8 小グループによる検討会や安全運転標語コンクールを実施し，安全運転に関する意識の醸成を図った。</p>

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第128号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年12月15日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー機動戦士ガンダム3GX	株式会社三共	5P1172
ぱちんこ遊技機	CRA海物語3R	株式会社三洋物産	5P1108
ぱちんこ遊技機	CR海物語3R1	株式会社三洋物産	5P1130
ぱちんこ遊技機	CRプロジェクトTK-TT	株式会社サンセイアールアンドディ	5P1190
ぱちんこ遊技機	CRA魁！！男塾KS-S	株式会社大一商会	5P1216
回胴式遊技機	沖ドキ！トロピカルHH	株式会社ユニバーサルブロス	5S1063
回胴式遊技機	沖ドキ！トロピカルHH-30	株式会社アクロス	5S1064